

子育て世帯臨時特例給付金

6月上旬 申請書(児童手当現況届と兼用)を送付します

消費税率引き上げの影響を踏まえ、臨時的な措置(1回限り)として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。園・コールセンター(裏表紙参照)。

◆対象 6月分の児童手当の受給者(所得制限額以上となる特例給付の受給者は対象外)。

◆支給額 6月分の児童手当の対象となる児童1人につき3000円(1回限り)。

◆支給時期 10月中旬から順次振り込みを予定。原則として、児童手当の振込口座へ振り込みますが、児童手当の振込日とは異なります。

◆申請 申請期間は6月8日、12月8日。申請方法は、主に次の4つのパターンがありますので、ご確認ください。

◆申請 申請期間は6月8日、12月8日。申請方法は、主に次の4つのパターンがありますので、ご確認ください。

【6月分以前から本市で児童手当を受給している人】6月上旬に送付する「児童手当現況届」が同給付金の申請書を兼ねていますので、必要事項を書いて、同封の返

信用封筒(切手不要)で郵送か直接市役所南館地下1階こども家庭支援課か各サービスセンター、大庄・立花・武庫・園田支所地域福祉担当へ。

【出生や転入などで6月分から本市で児童手当を受給する人】児童手当の新規申請時に、同給付金の申請書を記入していただいています。

【公務員で勤務先から6月分の児童手当を受給している人】本市から申請書は送付しません。勤務先から児童手当受給状況証明済みの申請書が交付されますので、申請期間内に市役所こども家庭支援課内子育て世帯臨時特例給付金担当(〒66600の8501「住所不要」)へ郵送してください。

【児童手当の申請をしていないなどのため、6月分の児童手当を受給できない人】支給対象となる場合がありますので、5月31日時点で住民票のある市区町村へご相談ください。

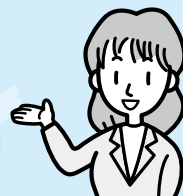
- 全ての人に送付するものではありません
- 期間内に申請をしないと支給されません

保育施設などに関する利用者支援窓口を開設しました

保育所(園)や認定こども園、小規模保育事業などの利用を検討されている人を対象に、施設などの情報提供や、利用についての相談を行う利用者支援窓口(市役所中館6階こども入所支援担当内)を開設しました。問担当 ☎6489-6369。



キッズコーナーも設けていますので、どうぞお気軽にお越しください



すこやか子育て支援事業

詳しくは各幼稚園か  
 学校教育課 ☎6489・6727へ

月	日	時間	幼稚園	内容
6	8	午前9時～11時30分	園田	泥んこ遊び
		午前9時30分～11時	立花東	泥んこ遊び
		午前9時30分～11時	園和	泥んこ遊び
		午前10時30分～正午	大島	泥んこ遊び
		午後1時～2時20分	小園	泥んこ遊び
		午後1時～2時30分	博愛	泥んこ遊び
	9	午前9時30分～11時	園和北	泥んこ遊び
		午前10時～11時	塚口	泥んこ遊び
	10	午前9時30分～10時30分	武庫南	泥んこ遊び
	11	午前9時30分～11時30分	富松	泥んこ遊び
	14	午前10時～11時	立花	体を動かして遊ぼう
	15	午前10時～11時30分	武庫北	泥んこ遊び
	19	午前9時～11時30分	梅園	うめぞのまつり
	24	午前9時30分～11時30分	武庫	泥んこ遊び

市立幼稚園では、幼稚園行事などを在園児と共に体験してもらおう「ふれあいランド」と、施設を開放する「あいあいランド」を実施しています。いずれも問就学前児と保護者問不要。

◆ふれあいランド「幼稚園であそびましょう」在園児と共に体験保育」6月の日程は左表の通り。

◆あいあいランド 6月12日(金)午後1時30分～3時。